平成２６年（フ）第１１３号
山口県宇部市厚南北２丁目２番７―５号サンライフ際波Ｂ棟201号
債務者　兵間　大作
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２６年（フ）第１１７号
山口県宇部市大字東須恵898番地２
債務者　久永　豊子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２６年（フ）第１２３号
岐阜県大垣市池尻町1560番地　セピアガーデン102
債務者　稲熊　紫野
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２６年（フ）第１０６５号
埼玉県志木市幸町２丁目４番36―105号
債務者　竹下　愛子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第１１５９号
さいたま市南区鹿手袋５丁目２番12―110号、旧住所さいたま市南区沼影１丁目22番13―105号
債務者　武藤　　務
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第１２２１号
さいたま市緑区大字三室2139番地５　スプルースコートＴＳ206
債務者　岡島　麻紀（旧姓菊田）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第４９６号
埼玉県草加市金明町９番地２　レジデンス沢田201号
債務者　冨川　義範
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２６年（フ）第４９７号
埼玉県草加市金明町９番地２　レジデンス沢田201号
債務者　冨川早百合
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２６年（フ）第５１４号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目29番地２
債務者　松永　嘉之
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２６年（フ）第２８３号
埼玉県行田市押上町17番地　４棟304号
債務者　遠藤　重則（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２６年（フ）第３１１号
埼玉県行田市谷郷３丁目７番８号　ル・ボヌールＡ101
債務者　中村　友美
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２６年（フ）第８０５号
千葉県船橋市葛飾町２丁目390番地２　アキュレイトＳ―102号
債務者　山田　竜司
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第９０２号
千葉県船橋市印内１丁目９番１棟508号
債務者　野上　裕子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第９２０号
千葉県市原市南国分寺台５丁目10番地17　山王パークハイツＤ号室
債務者　江川　惠子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第９４４号
千葉市稲毛区穴川３丁目12番７号
債務者　北田　輝雄
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第２４０号
岡山県倉敷市連島町鶴新田3087番地２
債務者　二宮　翔子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２６年（フ）第３５７号
高知市愛宕町４丁目16番17号
債務者　廣橋　裕子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高知地方裁判所破産係